

薬局の注意点

薬局開設者

- ・ 指針及び業務手順書を備え、随時改訂する
- ・ 事故報告体制を整備し、医薬品の安全使用の情報収集を行う
- ・ 薬局機能情報を正確かつ適切に提供する
- ・ 従事者の勤務状況を記録する
- ・ 処方箋40枚につき1人の薬剤師を配備
(耳鼻咽喉科・歯科は処方箋枚数に3分の2を乗じて扱う)

【毒薬】【覚せい剤原料】

- ・ 鍵付き設備
- ・ 他のものと区別

【麻薬】

- ・ 鍵をかけた堅固な専用設備
- ※譲渡記録を2年間保存

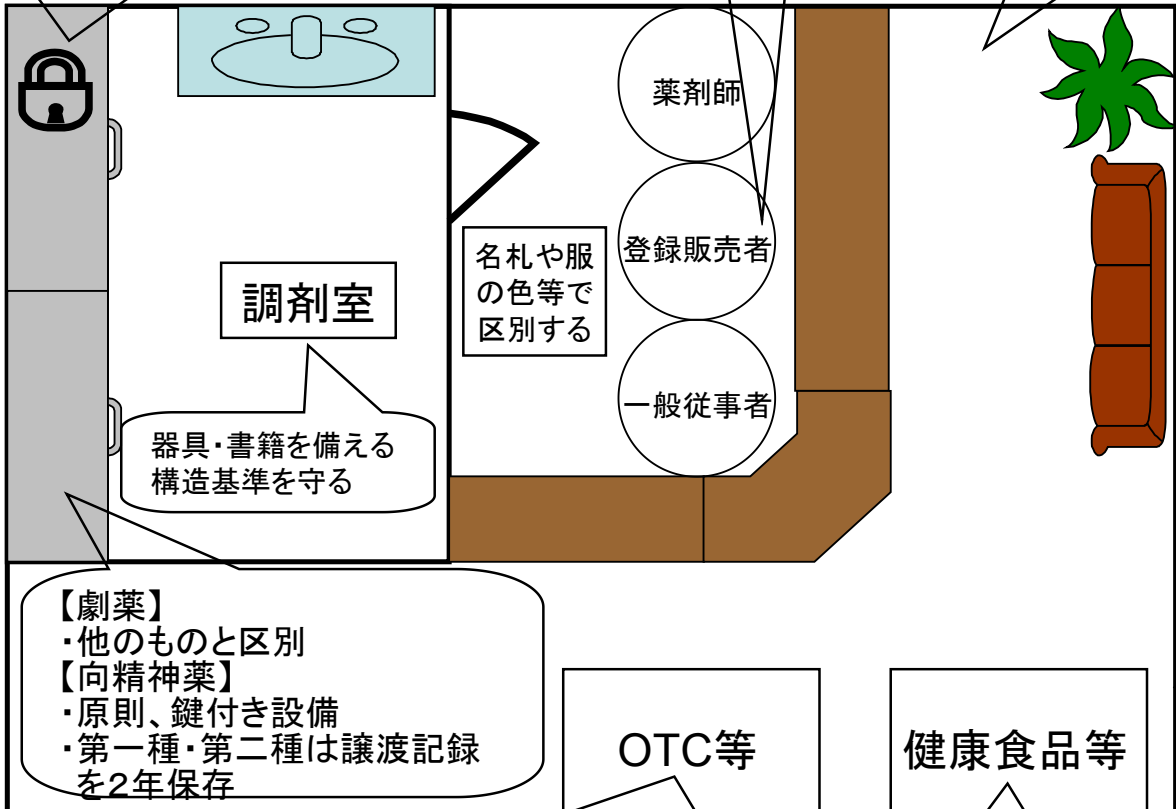
【管理薬剤師】

管理者は他の薬事業務に従事しない

【登録販売者】

毎年、外部研修を受ける

見やすいところへ必要事項の掲示



要指導・一般用医薬品を分けて陳列
区分ごとに陳列(混在させない)

要指導・第1類医薬品は直接触れられない等の対策
指定第2類医薬品は情報提供場所から7m以内

健康食品等のポップ等に医薬品的な効果効能を示さない